

○農林水産省令第八十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）

第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

農林水産大臣 若林 正俊

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中、「大阪港、神戸港」を「神港」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。